

独立行政法人国民生活センター
理事長 中名生 隆 殿

独立行政法人通則法の規定による監事の意見書

独立行政法人通則法第19条第4項及び第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人国民生活センターの平成20事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）に係る期末貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類、行政サービス実施コスト計算書及び付属明細書並びに決算報告書について監査を行った。

監査の結果、上記各書類は会計帳簿に基づいて作成され、法令及び独立行政法人会計基準及び同注解に準拠し、独立行政法人国民生活センターの財務状態、運営状況、キャッシュ・フロー並びに実施コストの状況及び予算の執行状況を適正に表示しているものと認める。

平成21年6月23日

独立行政法人国民生活センター

監事 貴島 兼隆

監事 島崎 芳征